



独立行政法人

高齢・障害・求職者雇用支援機構

Japan Organization for Employment of the Elderly, Persons with Disabilities and Job Seekers

令和7(2025)年4月採用職員【募集要項】 ※令和6年4月30日締切分

職業訓練指導員【職業能力開発職】

(経験者(実務経験10年以上))

1 募集内容

1) 職業能力開発職

職務内容

【雇入れ直後】就業の場所における、離職者、在職者等に対する職業訓練指導業務及び職業訓練に関する付随業務

【変更の範囲】就業の場所における、離職者、在職者等に対する職業訓練指導業務及び職業訓練に関する付随業務(ただし、出向に係る規程に従って出向を命じることがあり、その場合は出向先の定める業務)

募集分野

別添「募集施設及び分野一覧」にある施設に対応した職種

※詳細は別添参照

応募資格

以下のいずれも満たす方

(1) 令和7年4月1日(採用予定日)時点で61歳以下の方。

(2) 応募する施設(配属先施設)に応じて必要となる学歴を以下のとおり満たしていること。

①職業能力開発促進センター・訓練センターの場合

高等学校卒業以上の学歴を有する方

②職業能力開発大学校・職業能力開発短期大学校の場合

●原則として、四年制大学卒業以上の学歴を有する方及び工業高等専門学校の専攻科卒の方。

(四年制大学には、職業能力開発総合大学校及び職業能力開発大学校応用課程を含みます。)

●機械運転、港湾物流、接客サービスの分野

高等学校卒業以上の学歴を有する方。

●航空機整備の分野(今回は募集なし)

短大又は専門学校卒業(2年課程)以上の学歴を有する方。

(3) 募集分野の実務経験年数を令和7年3月末までに10年以上有する方

ただし、募集分野が「機械運転」、「港湾物流」、「航空機整備」、「接客サービス」の応募者のうち、学士以上の学位を有する場合は募集分野に関する実務経験年数が採用日前日までに5年以上ある者も応募可能とする。

(4) 応募分野に関する職業訓練指導員免許を取得している方、又は採用日までに取得可能な方。各募集分野に必要な職業訓練指導員免許は、別紙1「募集分野に必要な職業訓練指導員免許について」を参照すること。

(5) 品行方正であり、公的機関においてものづくりを通じて、ひとつづくりのために情熱を持って、他の職員と協調して職業訓練指導ができる資質のある方

なお、職業訓練指導員免許が取得可能な方とは、次のいずれかに該当する方を指します。

・応募時点で職業訓練指導員講習(48時間講習)の受講資格があり、同講習を受講することで免許が取得できる方。

・応募時点で工業等の高等学校教員免許状を有する等の条件により、都道府県へ申請することで免許が取得できる方。

また、次のいずれかに該当する方は関係法令により職業訓練指導員免許を受けることができないため、応募できません。

- ・精神の機能の障害により職業訓練指導員の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない方
- ・禁錮以上の刑に処された方
- ・職業訓練指導員免許の取り消しを受け、当該取消の日から二年を経過しない方

※未経験者（実務経験3年未満）、経験者（実務経験3年以上又は実務経験10年以上）のどちらの応募要件を満たしているかについては別紙2「職業訓練指導員（職業能力開発職）の採用に係る応募資格等について」を参照すること。

2) 留意事項

・採用後の転勤が可能な方

（全国にある当機構の施設間において転勤（全国転勤）があります）

・既卒者の方については、ご相談の上で、令和6年度途中（2025年3月までの間）に採用し、勤務していただくこともあります。

2 待遇

1) 契約期間

期間の定めなし

2) 試用期間

採用の日から6カ月間（試用期間中も待遇は変わりません）

3) 俸給

270,800円～311,420円（高等学校卒業後フルタイムでの関連実務経験10年で採用された場合の見込み額）

299,400円～344,310円（大学卒業後フルタイムでの関連実務経験10年で採用された場合の見込み額）

※ 令和7年4月1日に採用された場合の給与水準による試算。

※ 上記の月額「俸給+地域手当」の合計。地域手当は勤務地により異なります(0%～15%)。

※ 募集分野に関する実務経験等に応じて加算されます。

※ 「13)定年等」に記載の定年年齢の段階的引き上げに伴い、60歳を超える職員の俸給は、規定額の7割程度の額となります。

※ 上記の月額とは別に、給与規程に基づき、該当者には下記諸手当も支給されます。

参考：

採用予定日に37歳大卒かつフルタイムでの関連実務経験15年で採用された場合は、月額36.9万円程度（採用1年目）となります。

この場合の年収は、採用1年目で550万円程度、採用2年目で620万円程度となります。（注）

（注）

○令和7年4月1日に採用された場合の給与水準による試算。

○月額は俸給、地域手当（※勤務地により0%～15%）の合計。上記の地域手当は、千葉市内に勤務する場合（俸給の15%）

○年収は俸給、地域手当、賞与（いわゆるボーナス）の合計。

○賞与：1年間に俸給等の4.5か月（※令和5年度実績。なお、採用1年目は、4月以降の8か月分の算定となります。）

○上記以外にも、規程に基づき、該当者には諸手当（扶養手当、住居手当、通勤手当、超過勤務手当等）が支給されます。

4) 諸手当	扶養手当、地域手当、通勤手当、住居手当、超過勤務手当等												
5) 昇給	年1回												
6) 賞与	年2回（令和5年度実績 4.5カ月）												
7) 就業の場所	<p>【雇入れ直後】原則として応募施設となります。</p> <p>各施設の応募状況等によっては応募者の意向を確認の上、応募施設以外の施設が勤務場所となる可能性があります。</p> <p>【変更の範囲】全国にある次の（1）～（4）の施設間での転勤があります。</p> <p>（1）職業能力開発促進センター、訓練センター</p> <p>（2）職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発短期大学校</p> <p>（3）国立職業リハビリテーションセンター、国立吉備高原職業リハビリテーションセンター</p> <p>（4）機構本部（千葉県千葉市）、障害者職業総合センター（同左）</p> <p>※ 各施設の詳細については当機構ホームページ（https://www.jeed.go.jp/location/index.html）をご参照ください</p>												
8) 勤務時間	8:45～17:00（勤務場所によって異なる場合があります）												
9) 休憩時間	12:15～13:00（勤務場所によって異なる場合があります）												
10) 時間外労働	あり（令和4年度実績 月平均6.4時間）												
11) 休日・休暇等	週休2日制（土曜・日曜）、国民の祝日、年末年始（12月29日から1月3日）、年次有給休暇（年間20日）、特別休暇（夏季、結婚、忌引、産前・産後等）、育児休業制度、介護休業制度等												
12) 福利厚生	各種社会保険（健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険）、財形貯蓄制度等												
13) 定年等	令和5年度から次のとおり段階的に定年年齢を引き上げる予定としています（定年後、希望により70歳まで再雇用制度あり）。												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>令和5年度から 令和6年度</th> <th>令和7年度から 令和8年度</th> <th>令和9年度から 令和10年度</th> <th>令和11年度から 令和12年度</th> <th>令和13年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定年年齢</td> <td>61歳</td> <td>62歳</td> <td>63歳</td> <td>64歳</td> <td>65歳</td> </tr> </tbody> </table>	年度	令和5年度から 令和6年度	令和7年度から 令和8年度	令和9年度から 令和10年度	令和11年度から 令和12年度	令和13年度	定年年齢	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳
年度	令和5年度から 令和6年度	令和7年度から 令和8年度	令和9年度から 令和10年度	令和11年度から 令和12年度	令和13年度								
定年年齢	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳								
14) 研修制度	<p>新規採用職員研修、指導員養成研修、専門研修、民間セミナー受講研修等の各種研修あり</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【新規採用職員研修(全職種共通)】</p> <p>機構職員としての自覚と責任を認識し、必要な基礎的知識を習得するために、入構後約1週間、全職種共通で実施する研修があります。</p> </div>												
15) 受動喫煙防止措置	屋内禁煙												

3 応募方法

1) 応募書類 (電子データにて提出)



【JEEDキャリアガイドWeb版】
<https://www.jeed.go.jp/saiyou/>
→「採用情報」ページに
募集要項を掲載しています

(1) 電子データにて提出する書類

下記①～⑤の応募書類について、【JEEDキャリアガイドWeb版】の「採用情報」ページに掲載している、職業能力開発職（経験者（実務経験10年以上））の「応募書類（JEED様式）※Excel様式」により作成してください。すべて同じExcelファイルの別シートにあります。なお、同ファイル内の作成方法シートに記載していますが、青色セルへの入力等および2か所への写真貼付をしていただきます。

下記⑤については、取得（予定）状況に応じてご提示ください。

- ①履歴書・自己紹介書（履歴書には写真データを貼付のこと。）
- ②職務経歴書
- ③本人確認票（本人確認票には写真データを貼付のこと。）
- ④作文
- ⑤職業訓練指導員免許の写し

※職業訓練指導員免許を既に所持している方は、自己紹介書の「資格、免許」の欄に所持する免許職種名を必ず記入し、当該免許の写しを提出（応募メールにファイル添付）してください。また、令和7年3月末までに職業訓練指導員免許を取得見込みの方は、「取得にあたって申請する都道府県名、取得予定時期及び取得方法、免許職種」を明記してください。

(2) 郵送にて提出する書類

一次試験合格者には、以下2点について、**令和6年6月9日（日）**までに原本の提出を依頼します。一次試験合格者には改めて依頼いたします。

- ①成績証明書（原本）
- ②卒業（見込）証明書（原本）

※大学院修了（見込）者は、大学院の成績証明書・修了（見込）証明書に加え、大学の成績証明書・卒業証明書も併せて提出をお願いすることになります（いずれも原本）。

※封筒に「応募書類在中」と朱書きしてください。

※応募締切日までに間に合わない場合、いつまでに提出できるかをご提示願います。

※ 応募書類は、原則返却いたしませんのでご了承下さい。また、提出していただいた個人情報は、当機構の採用活動及び採用後の雇用管理以外の目的で使用することはありません（採用に至らなかった方の個人情報は、採用選考終了後、情報漏洩のないよう適切な方法で破棄します）。

2) 応募書類提出先

(1) 電子データにて提出する書類

上記の応募書類を下記の方法で提出してください。

■ 提出手順

・提出する応募書類のExcelファイル名を「能開職・〇〇〇〇（氏名）・応募書類(JEED様式)」としてください。（例）能開職・幕張太郎・応募書類(JEED様式)

・下記のURL（提出用クラウドサービス）にアクセスしてください。

<https://jeed-box.ent.box.com/f/28b659210e1c47be802f0af8b8dd6df3>

・応募書類のExcelファイルを画面の指示に沿ってアップロードしてください。

※アップロードが正しく完了すると、アップロード完了画面が表示されます。

※JEEDキャリアガイドWeb版の採用情報ページに、「応募書類提出用マニュアル」を掲載しています。

※**応募方法に関するお問合せは、下記「6 問い合わせ先」までお願いします。**

※「@yahoo.com」のアドレスからのメール受信は、JEEDのメールサーバの仕様により受信できかねます。（「@yahoo.co.jp」は問題ありません。）

※履歴書に記載いただく電子メールアドレスは、受験案内や試験結果の通知等、当機構から採用関係に必要な連絡をする場合に使用いたしますので、間違いのないように入力してください。

（添付ファイルが開ける電子メールアドレスを記載してください）

（採用関係以外の目的では使用いたしません）

(2) 郵送にて提出する書類

〒261-8558 千葉市美浜区若葉3-1-2（高度訓練センター内）

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

総務部人事課人事第五係へ送付（親展）

※封筒に「**応募書類在中**」と朱書きしてください

3) 応募締切日

令和6年4月30日（火）17時00分 必着

※締切日時以降に応募書類の提出があった場合は無効となります。

4) その他

応募書類の受理及び試験結果の連絡等については、履歴書に記載いただいたメールアドレスあて、ご連絡いたします。当機構からのメール「saiyou@jeed.go.jp」が受信できる状態にしていただきますようお願いいたします。

4 選考方法

1) 第一次試験

内 容	・書類審査
日 時	令和6年5月11日（土）から5月15日（水）まで
合 否 通 知	合否に関わらず、受験者全員にメールにて通知します（令和6年5月21日頃までに通知する予定です）。

2) 第二次試験

内 容	基礎能力試験、説明力確認試験及び面接試験 ・基礎能力試験 基礎能力試験は、言語・数理・論理等に関する出題となります。 ・説明力確認 指定する基礎的な工学知識について説明をいただき、説明力の確認をさせていただきます。
日 時	令和6年6月3日（月）から6月9日（日）のうち当機構が指定する日時 ※詳細は、第一次試験合格者あて通知します。
場 所	応募施設

3) 第三次試験

内 容	面接試験
日 時	令和6年6月24日（月）から6月28日（金）のうち当機構が指定する日時 ※詳細は、第二次試験合格者あて通知します。
場 所	当機構本部（高度訓練センター内） 千葉市美浜区若葉3-1-2

5 留意事項

- ・ 受験等に要する交通費、宿泊費等は自己負担となります。
- ・ 選考中又は内定から採用までの間等を問わず、下記の場合は合格又は内定を取り消します。
 - ① 応募資格がないことが判明した場合
 - ② 応募にあたって重要な経歴を偽った場合
 - ③ 採用選考において不正な手段をとったことが確認された場合
 - ④ 心身の事故により職務の遂行に堪えられないと認められた場合
 - ⑤ 反社会的行為等の機構職員に必要な適格性を欠くと認められる行為をしたことが確認された場合

6 問い合わせ先

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（ <https://www.jeed.go.jp> ）
〒261-8558 千葉市美浜区若葉3-1-2
総務部人事課人事第五係 TEL.043-213-6128,6129
FAX.043-213-6808
E-mail saiyou@jeed.go.jp

令和6年度実施 職業訓練指導員採用試験【経験者(実務経験10年以上※)採用】
募集施設及び分野一覧

No	都道府県	施設名	募集分野									
			機械	溶接	電気	電子情報	建築	ビル管理	港湾物流	機械運転	航空機整備	接客サービス
1	北海道	北海道職業能力開発促進センター	1		1	1	1	1				
2		函館訓練センター	1		1		1	1				
3		旭川訓練センター	1	1	1			1				
4		釧路訓練センター			1					1		
5		北海道職業能力開発大学校	1		1	1	1					
6	青森	青森職業能力開発促進センター	1		1		1					
7		青森職業能力開発短期大学校	1		1	1						
8	岩手	岩手職業能力開発促進センター	1	1	1		1	1				
9	宮城	宮城職業能力開発促進センター	1	1	1	1	1	1				
10		東北職業能力開発大学校	1		1	1	1					
11	秋田	秋田職業能力開発促進センター	1	1	1		1	1				
12		秋田職業能力開発短期大学校	1			1	1					
13	山形	山形職業能力開発促進センター	1	1	1		1					
14	福島	福島職業能力開発促進センター	1	1	1	1	1					
15		いわき訓練センター	1	1	1		1					
16		会津訓練センター	1		1		1					
17	茨城	茨城職業能力開発促進センター	1		1	1						
18	栃木	栃木職業能力開発促進センター	1	1	1	1	1	1				
19		関東職業能力開発大学校	1		1	1	1					
20	群馬	群馬職業能力開発促進センター	1		1	1						
21	埼玉	埼玉職業能力開発促進センター	1	1	1	1						
22	千葉	千葉職業能力開発促進センター	1	1	1	1	1	1				
23		君津訓練センター	1	1						1		
24		高度訓練センター										
25		千葉職業能力開発短期大学校	1		1	1	1					
26		千葉職業能力開発短期大学校成田校	1									
27	神奈川	関東職業能力開発促進センター	1	1	1	1	1	1				
28		港湾職業能力開発短期大学校横浜校				1			1	1		
29	新潟	新潟職業能力開発促進センター	1	1	1	1	1	1				
30		新潟職業能力開発短期大学校	1		1	1	1					
31	富山	富山職業能力開発促進センター	1	1	1	1						
32		北陸職業能力開発大学校	1		1	1						
33	石川	石川職業能力開発促進センター	1	1	1			1				
34		石川職業能力開発短期大学校	1			1						

令和6年度実施 職業訓練指導員採用試験【経験者(実務経験10年以上※)採用】
募集施設及び分野一覧

No	都道府県	施設名	募集分野									
			機械	溶接	電気	電子情報	建築	ビル管理	港湾物流	機械運転	航空機整備	接客サービス
35	福井	福井職業能力開発促進センター	1		1			1				
36	山梨	山梨職業能力開発促進センター	1	1	1	1	1					
37	長野	長野職業能力開発促進センター	1		1	1	1	1				
38		松本訓練センター	1	1	1							
39	岐阜	岐阜職業能力開発促進センター	1	1	1		1					
40		東海職業能力開発大学校	1		1	1						
41	静岡	静岡職業能力開発促進センター	1	1	1	1	1	1				
42		浜松職業能力開発短期大学校	1		1	1						
43	愛知	中部職業能力開発促進センター	1	1	1	1	1					
44		名古屋港湾労働分所								1		
45	三重	三重職業能力開発促進センター	1	1	1		1					
46		伊勢訓練センター	1	1	1		1					
47	滋賀	滋賀職業能力開発促進センター	1	1	1	1		1				
48		滋賀職業能力開発短期大学校	1			1	1					
49	京都	京都職業能力開発促進センター	1	1	1	1		1				
50		京都職業能力開発短期大学校	1			1						
51	大阪	関西職業能力開発促進センター	1	1	1	1						
52		大阪港湾労働分所								1		
53		近畿職業能力開発大学校	1		1	1	1					
54	兵庫	兵庫職業能力開発促進センター	1	1	1	1	1	1				
55		加古川訓練センター	1	1	1		1	1				
56		港湾職業能力開発短期大学校神戸校				1			1	1		
57	奈良	奈良職業能力開発促進センター	1	1	1		1					
58	和歌山	和歌山職業能力開発促進センター	1	1	1		1	1				
59	鳥取	鳥取職業能力開発促進センター	1	1	1		1					
60		米子訓練センター	1	1	1		1	1				
61	島根	島根職業能力開発促進センター	1	1	1	1	1	1				
62		島根職業能力開発短期大学校	1			1	1					

令和6年度実施 職業訓練指導員採用試験【経験者(実務経験10年以上※)採用】
募集施設及び分野一覧

No	都道府県	施設名	募集分野										
			機械	溶接	電気	電子情報	建築	ビル管理	港湾物流	機械運転	航空機整備	接客サービス	
63	岡山	岡山職業能力開発促進センター	1	1	1	1	1						
64		中国職業能力開発大学校	1		1	1							
65	広島	広島職業能力開発促進センター	1	1	1	1	1	1					
66		福山職業能力開発短期大学校	1		1	1							
67	山口	山口職業能力開発促進センター	1	1	1		1						
68	徳島	徳島職業能力開発促進センター	1	1	1		1						
69	香川	香川職業能力開発促進センター	1	1	1	1		1					
70		四国職業能力開発大学校	1		1	1	1						
71	愛媛	愛媛職業能力開発促進センター	1	1	1	1	1	1					
72	高知	高知職業能力開発促進センター	1		1		1						
73		高知職業能力開発短期大学校	1			1							
74	福岡	福岡職業能力開発促進センター	1	1	1	1	1	1					
75		飯塚訓練センター	1	1			1	1		1			
76		九州職業能力開発大学校	1		1	1	1						
77	佐賀	佐賀職業能力開発促進センター	1	1	1		1						
78	長崎	長崎職業能力開発促進センター	1	1	1		1	1					
79		佐世保訓練センター	1	1	1		1						
80	熊本	熊本職業能力開発促進センター	1	1	1	1	1	1					
81		荒尾訓練センター	1	1				1		1			
82	大分	大分職業能力開発促進センター	1	1	1		1	1					
84	宮崎	宮崎職業能力開発促進センター	1	1	1		1	1					
83		延岡訓練センター	1	1	1		1						
85	鹿児島	鹿児島職業能力開発促進センター	1	1	1		1	1					
86		川内職業能力開発短期大学校	1		1	1							
87	沖縄	沖縄職業能力開発促進センター		1	1	1	1	1		1			
88		沖縄職業能力開発大学校	1		1	1	1		1	1		1	

※募集専門分野のうち「機械運転」「港湾物流」「航空機整備」「接客サービス」の応募者のうち、学士以上の学位を有する場合は、応募分野に関する実務経験が5年以上あれば応募可能

募集分野に必要な職業訓練指導員免許について

1 募集分野に必要な職業訓練指導員免許

表. 募集分野に必要な職業訓練指導員免許の職種

募集分野	職業訓練指導員免許の職種
①機械	機械科、メカトロニクス科、塑性加工科、プラスチック製品科
②溶接	溶接科、構造物鉄工科、塑性加工科
③電気	電気科、電気工事科、メカトロニクス科、発電電科、送配電科、電気通信科
④電子情報	電子科、メカトロニクス科、コンピュータ制御科、電気通信科、情報処理科
⑤建築	建築科、建設科、枠組壁建築科、インテリア科、床仕上げ科
⑥ビル管理	冷凍空調機器科、配管科、住宅設備機器科、建築物設備管理科、ボイラー科、建築物衛生管理科
⑦港湾物流	貿易事務科、流通ビジネス科、事務科、情報処理科
⑧機械運転（港湾荷役運搬機械運転又は建設機械運転）	クレーン科、建設機械科、建設機械運転科、港湾荷役科、フォークリフト科、機械科、土木科
⑨航空機整備	航空機整備科
⑩接客サービス	ホテル・旅館・レストラン科、観光ビジネス科、流通ビジネス科、事務科、情報処理科

※ 募集分野⑦、⑨、⑩の募集対象は、経験者（実務経験 10 年以上）のみです。

※ 自己紹介書の「資格、免許」の欄に取得又は取得見込みの免許職種名を必ず記入してください。なお、取得見込みの職業訓練指導員免許については「取得にあたって申請する都道府県名、取得予定時期及び取得方法、免許職種」を明記してください。

※ 免許取得には様々な方法があります。下記2の「職業訓練指導員免許の取得方法等」をご参照ください。

2 職業訓練指導員免許の取得方法等

(1) 職業訓練指導員免許とは

職業能力開発促進法の規定に基づく公共職業訓練施設（当機構・都道府県が職業訓練を行うために設置した施設）及び認定職業訓練施設（事業主等が職業訓練を行うために設置した施設）で訓練指導に当たる者を職業訓練指導員といい、これらの施設で訓練を担当する指導員は、原則として「職業訓練指導員免許」を必要とします。

(2) 指導員免許の取得方法

次のイ～ハの取得方法があります。免許は申請した都道府県から交付されます。

- イ 職業訓練指導員試験の合格
- 職業訓練指導員講習（48時間講習）の受講
- ハ 高等学校の教員の普通免許状による申請等

イ 職業訓練指導員試験

- 職業訓練指導員試験は、職業訓練指導員免許を取得するための試験で、各都道府県が実施しています（現住所以外の都道府県での受験も可能です）。
- 試験実施職種は各都道府県で異なります（毎年実施、隔年実施、実施なし等）。
- 受験資格等は、別表1及び別表2をご参照ください。
- 詳しくは、各都道府県的能力開発主管部へお問い合わせください。

□ 職業訓練指導員講習（48時間講習）

- 職業訓練指導員講習は、職業訓練指導員免許の取得を希望する方のための6日間（計48時間）の講習で、各都道府県の職業能力開発協会が実施しています（現住所以外の都道府県での受講も可能です）。
- 講習内容は、職業訓練原理、教科指導法、労働安全衛生、訓練生の心理、生活指導、関係法規、事例研究、確認テストです。
- 受講資格等は、別表3及び別表4をご参照ください。
- 受講資格の有無は、受講する職業能力開発協会のある都道府県で判断されますので、まずは当該都道府県へお問い合わせください。
- 講習日程、内容等は、当該都道府県の職業能力開発協会にお問い合わせください。

ハ 高等学校の教員の普通免許状による申請等

- 下記の学歴・資格を有する場合は、申請により指導員免許を受けることができます。
 - ① 大学等で免許職種に関する科目を履修し、高等学校の教員の普通免許状を所持している者（〇〇工業、〇〇工業実習、〇〇商業、〇〇商業実習）。なお、この方法による指導員免許の申請を希望される方は、事前に各都道府県に申請の可否を確認する必要があります。
 - ② 職業能力開発総合大学校（旧職業能力開発大学校、旧職業訓練大学校を含む）の長期課程の指導員訓練を修了した者。

別表1 「職業訓練指導員試験の受験資格及び免除範囲」

受験資格		実務 経験 年数 受験 に 必要 な	免除範囲			
			実技	学 科		
				指 導 方 法	系 基 礎	専 攻
職業能力開発促進法 によるもの	長期課程の指導員訓練修了者（他職種を受験の場合）	1年				
	長期養成課程の指導員養成訓練修了者	1年				
	免許職種に関し応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練修了者	0年			○	○
	免許職種に関し専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練修了者	1年			○	○
	免許職種に関し普通課程の普通職業訓練修了者	2年				
	免許職種に関し専修訓練課程の普通職業訓練修了者	3年				
	免許職種に関し短期課程の普通職業訓練（700時間以上）修了者	3年				
学校教育法によるもの	大学において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	1年			○	○
	短期大学において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	2年				
	高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	2年			○	○
	高等学校又は中等教育学校後期課程において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	3年				
	高等学校又は中等教育学校以上の卒業者	5年				
	実務経験者のみの者	8年				
	厚生労働大臣 指定校 厚生労働大臣	専門課程の専修学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	2年制 3年制	3年 2年		
	高等課程もしくは一般課程の専修学校又は各種学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	2年制 3年制	4年 3年			
技能検定 合格者	免許職種に関し技能検定1級又は単一等級合格者（別表4参照）	0年	○		○	○
	免許職種に関し技能検定単一等級「電子回路」「バルコニー施工」合格者	0年				
	免許職種に関し技能検定2級合格者	0年	○			
指導員免許の一部合格者	免許職種に関し職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者	—	○			
	免許職種に関し職業訓練指導員試験において学科試験（指導方法）に合格した者	—		○		
	免許職種に関し職業訓練指導員試験において学科試験（関連学科のうち系基礎学科）に合格した者	—			○	
	免許職種に関し職業訓練指導員試験において学科試験（関連学科のうち専攻学科）に合格した者	—				○
	職業訓練指導員試験において他科の学科試験（関連学科のうち系基礎学科）に合格した者（当該職業訓練指導員試験に関わる系基礎学科のみ）	—			○	
	他の職種の職業訓練指導員免許を有する者	—		○		
その他	他の法令により受験資格を有する者（別表2参照）	0年	別表2参照			

○印は免除される範囲を示します。「電子回路接続」「バルコニー施工」は除きます。

別表2「職業訓練指導員試験の他の法令による受験資格及び免除範囲」

(実務経験年数の必要はありません。)

免許職種	根拠となる法令等	受験することができる者	試験の免除を受けることができる者	免除の範囲	
				実技試験	学科試験 (関連学科)
溶接科	ボイラー及び圧力容器安全規則	ボイラー溶接士免許を有する者	特別ボイラー溶接士免許を有する者	○	○
冷凍空調機器科	高圧ガス保安法	第一、第二又は第三種冷凍機械責任者の免状を有する者	第一種冷凍機械責任者の免状を有する者	×	○
ボイラー科	ボイラー及び圧力容器安全規則・電気事業法施行規則	特級又は一級ボイラー技士の免許を有する者、ボイラー・タービン主任技術者の免状を有する者	特級ボイラー技士の免許を有する者又はボイラー・タービン主任技術者の免状を有する者	○	○
	エネルギーの使用の合理化に関する法律	エネルギー管理士免状(熱分野)の免状を有する者(熱絶縁科の項参照)	熱管理士の免状(熱分野)を有する者	×	○
電気科		第一、第二又は第三種電気主任技術者の免状を有する者	第一、第二又は第三種電気主任技術者の免状を有する者	×	○
	昭和五十四年の省令改正前の航空機製造事業法施行規則	電気機器国家試験の合格証を有する者	電気機器国家試験の合格証を有する者	×	○
	エネルギーの使用の合理化に関する法律	エネルギー管理士免状(電気分野)を有する者(エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則第二十九条の表の試験区分の欄に掲げる電気分野専門区分のエネルギー管理士試験に合格した者又は同規則別表第一の研修区分の欄に掲げる電気分野専門区分のエネルギー管理研修を修了した者に限る。)	エネルギー管理士免状(電気分野)を有する者	×	○
電気工事科	電気事業法施行規則	第一、第二又は第三種電気主任技術者の免状を有する者	第一、第二又は第三種電気主任技術者の免状を有する者	×	○
	エネルギーの使用の合理化に関する法律	エネルギー管理士免状(電機分野)を有する者(電機科の項参照)	エネルギー管理士免状(電機分野)を有する者	×	○

	建設業法施行令	電気工事施工管理の技術検定の合格証明書を有する者		×	×
	電気工事法	第一種電気工事士の免状を有する者	第一種電気工事士の免状を有する者	実技試験の電気工事のみ	×
電子科	電波法	第一又は第二級陸上無線技術士, 若しくは第一又は第二級アマチュア無線技術士の免許を有する者	第一級陸上無線技術士の免許を有する者	○	○
	昭和四十八年の省令改正前の航空機製造事業法施行規則	電子機器国家試験の合格証を有する者	電子機器国家試験の合格証を有する者	×	○
建築科	建築士法	一級又は二級建築士の免許を有する者	一級建築士の免許を有する者	×	○
情報処理科	情報処理技術者試験規則	システム監査技術者試験、アプリケーションエンジニア試験、ネットワークスペシャリスト試験若しくは第一種情報処理技術者試験の合格証書を有する者	システム監査技術者試験若しくはアプリケーションエンジニア試験の合格証書を有する者	×	○
	平成六年の省令改正前の情報処理技術者試験規則	情報処理システム監査技術者試験、特種情報処理技術者試験若しくはオンライン情報処理技術者試験の合格証書を有する者	情報処理システム監査技術者試験若しくは特種情報処理技術者試験の合格証書を有する者	×	○
事務科	公認会計士法, 税理士法	公認会計士試験の第二次試験若しくは第三次試験又は税理士試験に合格したことを証する書面を有する者	公認会計士試験の第二次試験若しくは第三次試験又は税理士試験に合格したことを証する書面を有する者	○	○
	商工会議所法	商工会議所が行う簿記に関する一級の技能の検定の合格証明書を有する者	商工会議所が行う簿記に関する一級の技能の検定の合格証明書を有する者	実技試験のうち簿記	学科試験のうち簿記

この表は、職業能力開発促進法施行規則別表第11の3における関連免許職種の抜粋で、実技試験及び学科試験のうち関連学科（系基礎学科、専攻学科）が免除されるものを掲載しています。

(注)○印は免除される範囲を示します

別表3 「職業訓練指導員講習（48時間講習）の受講条件」

番号	区分	実務経験年数
1	1 級技能士又は単一等級の技能検定合格者（別表4を参照） （ただし、バルコニー施工・電子回路接続を除く）	0
2	大学を卒業した者（免許職種に係る学科を修了した者）	2
3	外国の大学を卒業した者（免許職種に係る学科を修了した者）	2
4	短期大学・高等専門学校を卒業した者（免許職種に係る学科を修了した者）	4
5	高校を卒業した者（免許職種に係る学科を修了した者）	7
6	応用課程の高度職業訓練に関し、技能照査に合格した者	1
7	専門課程の高度職業訓練に関し、技能照査に合格した者	3
8	専門課程の高度職業訓練修了者	4
9	普通課程の普通職業訓練について技能照査に合格した者	6
10	普通課程の普通職業訓練修了者	7
11	短期課程の普通職業訓練（職業転換課程含む）修了者（700時間以上）	10
12	専修訓練課程普通職業訓練修了者（昭和53年改正後）	10
13	旧法の認定職業訓練（3年）又は改正前の労基法による技能者養成修了者	7
14	旧法の職業訓練（2年及び3600時間）又は認定職業訓練（2年）修了者	8
15	旧法の職業訓練（1年及び1800時間）又は公共職業補導所 （1年及び1824時間）修了者	10
16	旧法の施行前に失業保険法の施設において行われた職業訓練 （1年及び1824時間）修了者	10
17	都道府県が行う家事サービス職業訓練担当者	0
18	旧訓練法規則の特別高等訓練課程の養成訓練において技能照査に合格した者	3
19	旧訓練法規則の特別高等訓練課程の養成訓練修了者	4
20	旧訓練法規則の高等訓練課程の養成訓練において技能照査に合格した者	6
21	旧訓練法規則の高等訓練課程の養成訓練修了者	7
22	旧訓練法規則の専修訓練課程の養成訓練修了者	10

(注1) 上記区分の職業訓練修了者及び学校教育法による学校の卒業者は、それぞれ指導員の免許職種に関する訓練科又は学科を修了した者に限ります。

(注2) 上記実務経験年数は、学校卒業後又は訓練終了後に必要な年数です。また、その実務経験年数は、免許科目に関する実務経験年数に限ります。

別表4 「職業訓練指導員免許職種と技能検定職種との対応表」

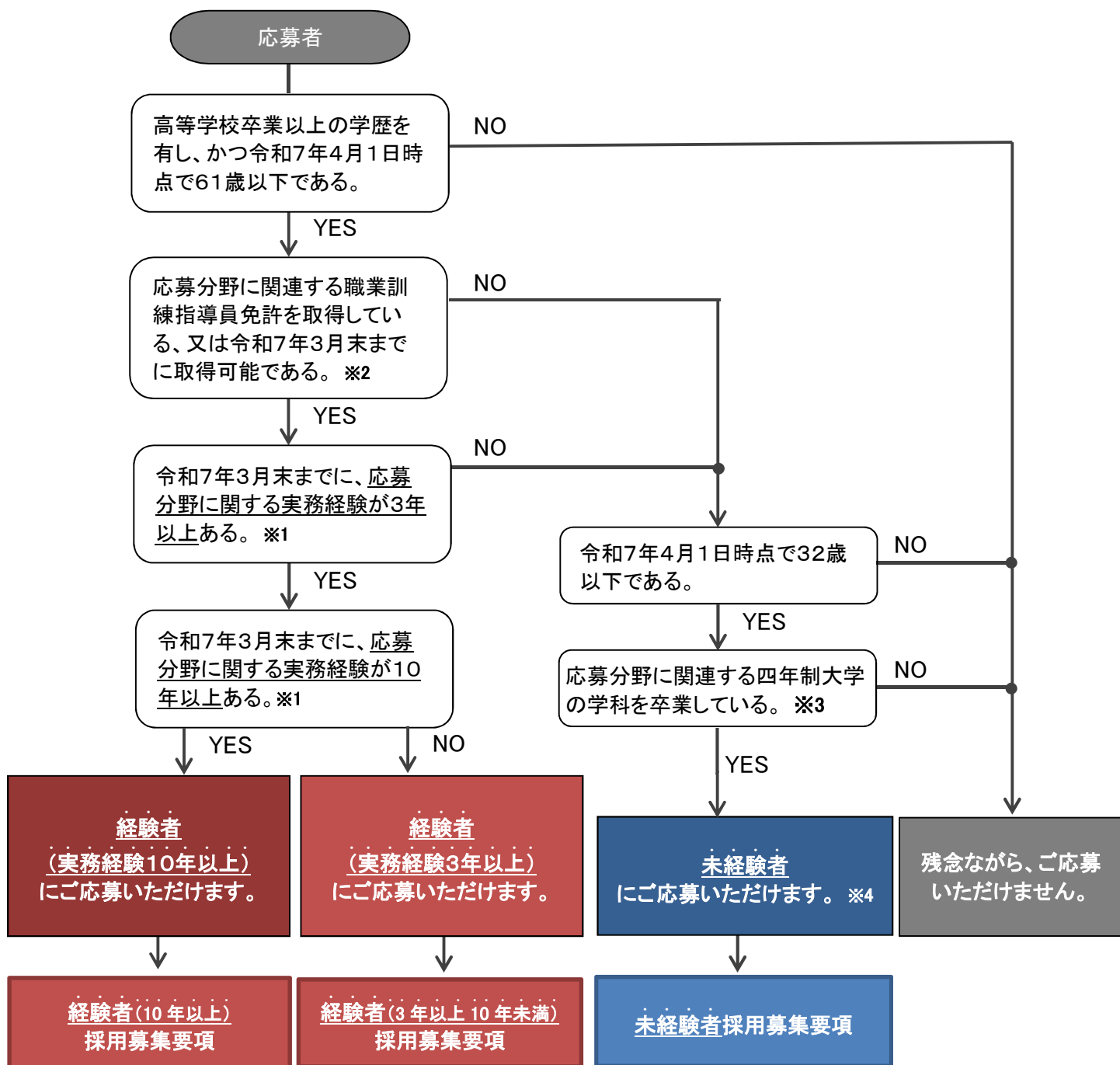
(職業能力開発促進法施行規則別表第11の2)より関連免許職種を抜粋

免許職種	技能検定職種
機械科	機械加工, 工業彫刻, 非接触除去加工, 金型製作, 仕上げ, 切削工具研削, 機械検査, 油圧装置調整, テクニカルイラストレーション, 機械・プラント製図, 機械保全
塑性加工科	金属プレス加工, 建築板金, 工場板金, 鉄工
構造物鉄工科	鉄工
冷凍空調機器科	冷凍空気調和機器施工
配管科	配管, 浴槽設備施工
住宅設備機器科	
建築物設備管理科	ビル設備管理
建築物衛生管理科	ビルクリーニング
電気科	電気機器組立て, 自動販売機調整, 電気製図, シーケンス制御
電子科	電子機器組立て, 自動販売機調整, 電子回路接続, 半導体製品製造
メカトロニクス科	電子機器組立て, シーケンス制御
建築科	建築大工, 枠組壁建築, サッシ施工, 建築図面製作, バルコニー施工
建設科	型枠施工, 鉄筋施工, コンクリート圧送施工

職業訓練指導員（職業能力開発職）の採用に係る応募資格等について

職業能力開発職には、実務経験3年未満の者を対象とした「未経験者採用」、実務経験3年以上10年未満の者を対象とした「経験者（実務経験3年以上）採用」及び実務経験10年以上の者を対象とした「経験者（実務経験10年以上）採用」（初任地は希望施設へ配属）」があります。どちらの応募要件を満たすかを下記のフロー図でご確認ください。

職業能力開発職の応募資格等について



※1 実務経験とは、職業訓練指導員としての経験だけではなく、応募分野に関連した実務経験（例、機械分野の場合は、機械関連の業務経験）も含まれます。

※2 職業訓練指導員免許の取得方法については、参考「募集分野に必要な職業訓練指導員免許について」をご参照ください。

※3 四年制大学を卒業には、職業能力開発総合大学校（長期課程又は総合課程）及び職業能力開発大学校（応用課程）を修了された方も対象となります。また、工業高等専門学校の場合は、学士の取得が必要となります。

※4 「未経験者採用」にご応募いただいた場合であっても、学歴、実務経験年数等により職業訓練指導員免許を取得できると判断した場合には、各都道府県に確認の上、「経験者採用」にご応募いただく場合があります。